

植栽管理業務委託仕様書

長野県立美術館植栽管理業務の仕様は、下記のとおりとする。本仕様書は、長野県立美術館（以下「美術館」と称す。）の下記業務の範囲及び基準の概要を示すものである。受託者（以下「乙」と称す。）は、本仕様書に記載されていない事項であっても、現場の状況または管理上必要と認められる作業は、長野県立美術館長（以下「甲」と称す。）と協議のうえ実施するものとする。

1. 業務場所

- (1) 施設の名称 長野県立美術館
※本館と併設する東山魁夷館を含め呼称します。
- (2) 所在地 長野県長野市箱清水1-4-4
- (3) 詳細な作業範囲については別添「作業対象範囲内」に準ずるものとする。

2. 内容

植栽の保全のために別添「植栽管理業務基準表」及び「植栽管理業務作業仕様表」に基づいて、次のことを行う。

- (1) 高中木の剪定・・・別添「剪定（高中木）対象木」による。年1回実施。
- (2) 低木の剪定・・・別添「剪定（低木）範囲」による。年2回実施。
- (3) 低木の刈込・・・オカメザサは刈込とする。別添「笹刈込範囲」による。年1回実施。
- (4) 地被の剪定・・・別添「剪定（地被）範囲」による。年1回実施。
- (5) 地被の刈込（冬季）・・・別添「冬季刈込（地被）範囲」による。年1回実施。
- (6) 芝刈り・・・別添「芝刈り範囲」による。年3回実施。
- (7) 草刈り・・・別添「草刈り範囲」による。年2回実施。
- (8) 伐根除草・・・別添「伐根除草（草取り）範囲」による。地上部年3回、屋上部年2回実施。
- (9) 除草剤散布・・・範囲内で植生のない部分は除草剤の散布を実施する。別添「除草剤散布範囲」による。年3回休館日に実施。
- (10) 除草剤散布（芝生用）・・・芝生地の維持管理を目的とし、専用の除草剤散布を実施する。別添「除草剤散布（芝生）範囲」による。年2回休館日に実施。
- (11) 施肥・・・新設の緑地帯（別添「施肥範囲」による）に施肥を行う。年1回実施。
- (12) 薬剤防除・・・害虫の防除を目的とし、本館全域の落葉高中木および東山魁夷館周辺の落葉高木について実施する。年2回休館日に実施。
- (13) 水やり・・・新植した樹木植物の定着を目的とし、灌水作業を実施する。年20回程度実施する。

3. 農薬等の使用について

- (1) 薬剤の使用に当たっては、農林水産省「農薬取締法」および関係法令を遵守すること。
- (2) 除草についてはグリホサート系薬剤を使用し、芝生の除草についてはアージラン液剤及びMCPP液剤を混用して使用するものとする。肥料については化成肥料（窒素8%リン酸8%カリ8%ずつ配合のもの）を使用し、タマリユウマツのみ油かすを使用するものとする。

る。使用量については各樹木植物について適宜量施肥を行うものとする。

4. 剪定等の作業について

剪定、芝刈、雑草拔取りおよび薬剤散布については、路面及び歩道等への枝、草、薬剤の飛散防止に努めるものとし、発生した枝、草等を通行の支障がないよう速やかに処理すること。

5. 業務委託期間

令和8年4月1日から令和13年3月31日までとする。

6. その他

- (1) 各業務を行う際は、事前に美術館の担当者に連絡し、日程の調整を行うものとする。
- (2) 上記仕様書に定めのない事項について疑義が発生した場合、両者協議の上長野県立美術館の指示に従うものとする。